

オンラインゲーム課金のサブスク契約に注意!

【相談事例】

お母さんのタブレットで、オンラインゲームをしていた。リアルな体験を楽しめるゲームを無料ダウンロードしたが、ゲームを始めるには課金が必要だった。課金できるか試してみると、お母さんのクレジットカードで課金できた。1回だけのつもりだったが、そのゲームは毎週8500円が定期的に課金されるサブスク契約になっていた。お母さんがクレジットカードの請求に気付いた時には、約16万円使っていた。どうすればよいのか。(10代男性)

【アドバイス】

●どうしても課金したいときは、プリペイドカードを購入するなどして、おこづかいでしましょう。

保護者のクレジットカードや携帯電話まとめ払いを内緒で使用し、高額な請求になってしまったという相談が増えています。

16万円...



●請求された課金の支払いは、ゲーム会社等との話し合いです。

未成年者が親権者の同意なしに行った契約は、原則取り消すことができます。ただしオンラインゲームの場合、本当に未成年者が利用したか証明することが難しく、取り消しが認められるとは限りません。デジタルプラットフォームと呼ばれる売買の場を運営する企業や、ゲーム会社と話し合う必要があります。

●わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

予約電話及び電話での相談は戸畑窓口(☎861-0999)へ。

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



まもりん